# 役員及び評議員の報酬及び旅費に関する規則

(昭和58年3月16日 規則第3号)

#### (目 的)

第 1条 この規則は、社会福祉法人天童福祉厚生会役員の報酬及び旅費に関 し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (報 酬)

2条 役員の報酬は、次に掲げる報酬の額に、当会が加入する役員賠償責任 第 保険における法人訴訟担保特約保険料相当額を加えた額とする。ただし、当 法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、次に掲げる 報酬は支給せず、役員賠償責任保険における法人訴訟担保特約保険料相当 額を報酬として支給する。

> 理事長 年報酬 600,000円(月額 50,000円) 理 事 IJ 100,000円 監 事 100.000円

- 2 理事長の報酬支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が休日の場合は その前日とする。
- 3 理事、監事の報酬支給日は毎年度末とする。ただし、年の途中において異動 があった場合は日割計算とし、異動があったときに支給する。

### (旅費)

第 3条 旅費規程は別に定める。

#### (費用弁償)

第 4条 役員及び評議員が職務執行及び会議等に出張したときは、次のとお り費用を弁償するものとする。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与を 支給している役員に対しては弁償しない。

1回 1人につき 5,500円

#### 附 則

この規則は昭和58年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 一部改正
  - この規則は昭和59年4月1日から施行する。

#### 則 附

- 一部改正
  - この規則は昭和62年9月9日から施行する。

#### 附 則

- 一部改正
  - この規則は平成5年1月1日から施行する。

## 附 則

## 一部改正

この規則は平成10年4月1日から適用する。

## 附 則

## 一部改正

この規則は平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

## 一部改正

この規則は平成20年12月25日から施行する。

# 附 則

# 一部改正

この規則は平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

## 一部改正

この規則は平成29年4月20日から施行する。